

## 「地域と地域を連携する」検討チーム

倉敷市長 伊東 香織

## 1 地域の連携施策について

## (1) 地方中枢拠点都市制度

## ア 自治体連携について

・ 地方自治法に基づく「連携協約」制度は、各自治体の議会議決を経て連携を行うものであり、連携に取り組む自治体にとって極めて重いもの。また、連携事業の取り組みは圏域内で既に人口減少となっている自治体からも強く期待されている。

① 地方の自治体連携の更なる推進を図るため、地方自治法に規定された「連携協約」に基づき形成される地方中枢拠点都市制度を基盤とし、その上に各省庁の施策が多層的・横断的に展開されるような仕組みとなることが望ましいと考える。

例えば、現行の地方中枢拠点都市圏構想は、ソフト事業を中心とした施策を行うこととなっている。一方で、ハード事業であるまちづくりや道路ネットワーク整備等は、地方中枢拠点都市においても未だ十分とはいえない状況にあり、圏域内の拠点性向上や魅力向上にとって必要不可欠な施策である。したがって、こうしたハード事業への取り組みについても、各省庁からの支援制度創設や既存事業の補助率嵩上げなどが行われるようになることが、地方中枢拠点都市を中心とした圏域の発展を推進すると考える。

② 「連携協約」による自治体連携制度では、地方中枢拠点都市への財政支援が中心となっているが、連携する自治体にもメリットが実感できる制度となることが望ましいと考える。

このため、地方中枢拠点都市圏を形成する連携自治体への財政支援策の拡充（例えば、定住自立圏を形成する連携自治体への特別交付税措置上限1,500万円を超える財政措置）が望ましいと考える。

③ 人口減少社会を踏まえた公共施設の統廃合や再配置を進めていくにあたり、自治体が共同で設置していく施設の整備に対しては、例えば、合併特例債のような財政負担の軽減につながる地方債制度の創設があれば効果的な取り組みにつながりやすいと考える。

④ 例えば、地域おこし協力隊（対象は過疎・山村・離島・半島等の地域）の制度などは、国の助成（特別交付税措置）対象を、現行の縣市町村といった各自治体単位のみから、地方中枢拠点都市圏に拡大することで、圏域全体の発展につながる取り組みが可能となると考える。

⑤ 今後、地方全体の経済成長を目指すためには、中期的には地方中枢拠点都市間（圏域間）どうしの連携も視野に入れていく必要があると考える。

## イ 東京一極集中を是正するための地方中枢拠点都市の位置付け

- ① 国の姿勢を示すうえで政府機関（独立行政法人等を含む）の地方移転は、最優先として取り組むべき課題と考えられ、その際の移転先には、「地方が踏みとどまるための拠点」として国が位置付けている地方中枢拠点都市を中心に検討すべきと考える。

## (2) 定住自立圏構想

- ア 地方中枢拠点都市制度と併せ、国全体での広域連携の必要性や新たな制度の周知を
- ・ 定住自立圏（平成21年4月1日に推進要綱施行）は、中心市（人口5万人程度以上）と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であり、取り組みに対し、中心市には上限8,500万円、近隣市町村には上限1,500万円の特別交付税措置がある。
  - ① 施行から5年を過ぎ、構想に取り組む各団体は積極的に事業を行ってきたが、地方圏を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。
  - ② 「定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会」においては、地方圏での定住のためには、圏域における雇用機会の確保などの経済基盤の確立が必要であり、また、圏域内の一層の意思疎通を図ることが重要であるとされている。
  - ③ 定住自立圏や、地方中枢拠点都市圏の必要性や仕組みについて、住民に広く周知していく必要がある。

## (3) 分権型社会の実現に向けて

### ア 規制緩和及び権限移譲

- ・ 地域が自主的、自立的に地域の活力向上を図るため、強力な地方分権の推進が必要と考える（平成26年度地方分権改革の提案募集では、地方からの953件の提案に対し、約8割が省庁から対応不可との返答であるのが実情）。

（例えば）

- ※ 地域のまちづくりを行っていくために必要となる、農地転用許可に係る権限の移譲
- ※ 公営住宅建替事業の施行要件の緩和（現行は、現所在地建替が原則とされているが、コンパクトなまちづくり実現を可能とする中心部への移転建替にも適用を拡大）
- ※ 地域バス路線に係る補助要件の緩和等（運行回数や輸送量などの補助要件の見直しや公設民託方式の検討など）
- ※ 東京都に限定されている水素ステーション設置に係る高圧ガス保安法令等の見直しによる地方への拡大など

- ・ 省庁縦割りではなく、地域の実情に応じた取扱いができる一括交付金の創設を検討していただきたい。ただし、これは、あくまでも過渡的なものであり、基本的には地方への税源移譲や交付税率の引き上げを推進すべきと考える。